

令和5年度第1回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年4月11日（火）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	16時06分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	欠席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	岩 指 久	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	恩田 真季	欠席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野 勝仁	欠席			
議事録署名委員	17番	遠藤 宏明		2番	黒木 美由紀	
出席吏員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 デジタル推進課課長補佐 潮 真也 農業委員会事務員 田邊 操枝			産業課課長 藤原 宰 産業課主幹 前田 智恵子		
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	南部町農業委員会事務局職員の任免について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用集積等促進計画案の決定について
第5号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
第6号	所有者等不明農地に係る公示について
協議事項	(1) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (4) 農地の復元状況の報告について
その他	(1) 令和4年度能率給の支払いについて (2) 成果目標の達成状況及び自己点検表について (3) 令和5年度第2回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	藤原課長	<p>ただいまより、令和5年度第1回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席委員は、1番の市川委員、9番の恩田委員、13番の秦野委員の3名です。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により、本会は成立していることを報告致します。</p> <p>今度、職員異動がございましたが、本日の会議につきましては旧来通りの体制で進行、説明をさせていただきます。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。</p>
2. 挨拶	会長	(省略)
	藤原課長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、17番 遠藤宏明委員、2番 黒木美由紀委員、書記は田邊職員をお願いします。
議案第1号 南部町農業委員会事務局職員 の任免について	議長	議事に入ります。議案第1号『南部町農業委員会事務局職員の任免について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	藤原課長	<p>議案第1号 南部町農業委員会事務局職員の任免について、令和5年4月1日付けの南部町職員人事異動により本会事務局職員を任免したので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により承認を求めます。</p> <p>藤原 宰 農業委員会事務局勤務を解く。 農業委員会事務局長の任命を解く。</p> <p>亀尾 憲司 農業委員会事務局職員に任命する。 農業委員会事務局長を命ずる。</p> <p>潮 真也 農業委員会事務局勤務を解く。 農業委員会事務局長補佐の任命を解く。</p>
	議長	(辞令書交付)
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 に対する許可について	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	藤原課長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。
	潮課長補佐	<p>【議案第2号朗読及び説明(議案書3頁)】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m² 合計：田1筆 m² 契約種別：所有権移転 売買 用途：宅地 目的及び概要：倉庫 駐車場 譲渡人： 譲受人： この申請地は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地に該当しますが、農業用施設その他、地域の農業振興に資する施設であるため、不許可の例外規定に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。 売買価格は、10a当たり 円で、全体で 円と聞いています。</p> <p>番号2</p>

	<p>土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m² 合計：田1筆 m² 契約種別：所有権移転 売買 用途：雑種地 目的及び概要：太陽光発電設備 譲渡人： 譲受人：</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。 売買価格は、10a当たり 円で、全体で 円と聞いています。</p>
議長	議案第2号につきまして提案者より説明がございました。現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
庄倉委員	<p>本日、午前9時より、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、井上委員、亀尾委員、私、亀尾局長、潮課長補佐で現地調査を行いました。</p> <p>1番ですが、現地調査資料の1ページをご覧ください。場所は の裏側になります。2ページの公図をご覧ください。 の田を分筆してに米倉庫を建てられる計画です。3ページの土地利用計画図をご覧ください。土間コンクリートの部分は、車を回すなどの移動に使われます。U字溝の下は農地として残ります。4ページの排水計画図をご覧ください。左側に側溝があり、そこに流れるようになっています。</p> <p>2番ですが、9ページをご覧ください。 から に向かう道路の途中を山側に上がった所になります。11ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地は4段に分かれて段々になっていて、その段をそのまま利用して山側に向かってパネルを設置されます。12ページの排水計画図をご覧ください。両側の太い青色の線が既存の水路で、そこに向かって流れる形です。以上、問題は無いと確認しました。</p>
議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
田邊委員	番号1でございますが、 さんは の方であったと思います。住所が の住所のようですが間違いありませんか。また、 さんは で、 に されているのであれば、今回の申請については十分にご理解、ご納得の上での事なのか、子供さんなどのご家族が契約をされたのではないかと思うのですが。
潮課長補佐	現在は、 されています。意思確認についてですが、ご家族を通じて、ご本人さんの意思を確認されたと聞いております。
田邊委員	分かりました。
議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号 農用地利用 集積計画案 の決定につ いて	議長 議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。事前に議案書をお配りしていますので、事務局の読み上げは簡潔に行いたいと思います。
	藤原課長 農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。

潮課長補佐	<p>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書5～10頁)】</p> <p>(貸借)</p> <p>整理番号 57番～64番</p> <p>設定を受ける者： 7名</p> <p>設定をする者： 7名</p> <p>設定をする土地： 9筆 計 12,9861㎡</p> <p>(所有権移転)</p> <p>整理番号 3番</p> <p>移転を受ける者： 1名</p> <p>移転をする者： 1名</p> <p>移転をする土地： 1筆 計 689㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。</p>
議長	整理番号57番は、糸田委員が をされていますので、57番を除いて質疑応答を受けます。
田邊委員	整理番号60番ですが、契約期間が 年ですが、何か理由がありますか。
潮課長補佐	申請地は さんが所有される畑地の隣地で、一緒に自家用野菜を作っておられます。期間 年につきましては、事務局より期間延長のお話をさせていただきましたが、所有者のお母さんの代から何年も 年更新としており、その度に双方で確認した上で契約更新を交わしているのです、今回も同じ条件でお願いしたいと言う事でした。
田邊委員	分かりました。
議長	他にございませんか。整理番号57番を除いて、ご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号は、整理番号57番を除いて議決、承認されました。 糸田委員は退席をお願いします。(糸田委員退室) 整理番号57番についてご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	意義なしと認め、議案第3号整理番号57番は議決、承認されました。(糸田委員入室)
議案第4号	(産業課 前田主幹入室)
農用地利用集積等促進計画案の決定について	
議長	議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程いたします。提案者より説明を求めます。
藤原課長	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条規定第3項の規定により意見を求めます。
前田主幹	<p>【農用地利用集積等促進計画案の決定について、内容を整理番号ごとに朗読(議案書12～13頁)】</p> <p>農地番号 1番～4番</p> <p>設定を受ける者： 2名</p> <p>設定をする者： 3名</p> <p>設定をする土地： 4筆 計 7,858㎡</p>
議長	質疑を受けます。
糸田委員	1番の借受人の さんは、この冬に体調を崩されたと聞きましたが、状況が分かれば教えてください。

	前田主幹	体調を壊されて入院されていましたが、現在は退院されています。重たい物を持つのは難しいと言う事で、今後は米の作付けは辞めて、大豆の作付けを中心に農業は継続されると伺っています。
	糸田委員	ありがとうございました。
	議長	議案第4号につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』議決、承認されました。
議案第5号 非農地判断に係る特別委員会の結果について	議長	議案第5号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程します。提案者より説明を求めます。
	藤原課長	非農地判断に係る特別委員会の結果につきまして、別紙資料のとおり、非農地判断に係る特別委員会の結果について承認を求めます。
	潮課長補佐	本日、午前中に現地確認をしていただきました。詳細につきましては、担当委員よりお願いしたいと思います。
	議長	庄倉委員より現地調査報告をお願いします。
	庄倉委員	本日、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、井上委員、私、事務局で現地確認をしました。資料の1ページをご覧ください。の側の土手を下がった所になります。ピンク色で囲ってある所は既に非農地判定が済んでいます。その周りがこの度の対象地です。現地は雑木と竹が繁茂しており、農地に戻すことは無理な状態であることを確認しました。以上です。
	議長	質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第5号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』原案どおり議決、承認されました。
議案第6号 所有者等不明農地に係る公示について	議長	議案第6号『所有者等不明農地に係る公示について』上程します。提案者より説明を求めます。
	藤原課長	議案第6号、所有者不明農地に係る公示について、承認を求めます。
	潮課長補佐	議案書の16ページをご覧ください。このことについては、2月総会で制度の説明をした中でお話をさせていただいています。県内では10件に満たないほど、全国的には、令和3年3月末現在で453件ほどの事例が出ています。 今回上げている農地の所有者は、令和3年にお亡くなりになりましたが、相続人の全員が相続放棄をされており、所有者等不明農地に該当します。この3筆は優良農地である青地であり、認定農業者であるさんから耕作しても良いとの内諾を受けておりますので、この制度に適用させていただくものでございます。スケジュールにつきましては、4月から6月までの2か月間掲示板で公示して、新たに相続人から申出がなかったら、鳥取県担い手育成機構へ通知を出す流れになっております。
	議長	このことにつきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	意義なし。
	議長	議案第6号『所有者等不明農地に係る公示について』議決、承認されました。
5. 協議事項 (1) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について	議長	協議事項に入ります。『(1) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について』提案者より説明を求めます。
	潮課長補佐	昨年5月の総会で令和4年度の設定をしています。今回は令和5年度の目標設定と言う事で案を上げておりますので、ご協議をお願いします。 【『令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)』朗読及び補足説明(議案書17

		<p>～20 頁】</p> <p>17 ページをご覧ください。農林業センサスというものが 5 年に 1 回出ておりまして、その数値をそのまま掲載しております。耕地面積が若干減っております。</p> <p>18 ページをご覧ください。農地の集積の目標設定でございます。町の基本構想の中で 57% の集積を目指すということになっていきますので、これを適用します。</p> <p>遊休農地につきましては、緑判定が今年末で約 9ha ございます。今年度は、緑判定を 1ha 解消するというのが目標になっております。</p> <p>新規発生遊休農地の解消ですが、令和 4 年度に新たに緑区分になった遊休農地が 5.04ha です。これを全て解消するというのが目標設定になっていきます。</p> <p>続きまして 19 ページをご覧ください。新規参入の促進ですが、令和 2 年、3 年、4 年の現状を書いておりまして、それに対しての目標が②番になります。500ha が目標になります。</p> <p>活動記録の日数の目標です。1 人当たりの月当たりの平均の活動日数の 9 日間が目標値になるということでございます。昨年を上回る目標値になるようにとの国からの指導がございます。平均が 8.4 日でしたので 9 日としてあります。</p> <p>活動強化月間の年 3 回は、利用集積の更新の際に、委員の皆さんは、個別訪問をされて、今後の意向や、書類等の作成支援等の活動をされています。その活動を当てはめると言う事でしたので、昨年の活動時期と同じ 10 月、12 月、1 月を当てはめております。</p> <p>新規参入相談会への参加目標を年 3 回としております。現状の活動を当てはめてよいと言う事でしたので、再生事業の説明会に参加予定を目標としています。</p> <p>20 ページをご覧ください。地区別の目標設定でございます。各地区の目標設定を数値として表しております。以上です。</p>
	議長	ご質問がございましたらお受けします。
	庄倉委員	遊休農地の解消についてお聞きします。中間管理機構を希望されて出していた農地が、年数がたち戻ってきました。そのような農地は、どのような扱いですか。遊休農地に戻り、また指導をしなくてははいけませんか。
	潮課長補佐	遊休農地として上げますが、意向調査については、県に確認しましたら、1 回確認したら必要ないと言う事でした。
	議長	他にないようでしたら次の協議に移ります。
(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	議長	『(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』説明をお願い致します。
	潮課長補佐	<p>【『(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』朗読及び補足説明（議案書 21～26 頁）】</p> <p>議案書の 21 ページをご覧ください。南部町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正と言う事で協議させていただくものです。令和 2 年 8 月の総会に出した案件の更新になります。先ほどの協議事項 (1) で目標設定したのは 1 年の短期目標になるのですが、これは長期目標で、3 年ないしは、6 年、7 年といった長期の目標になるものでございます。地域計画という新たな制度が始まりますので、それに即した内容になっております。更新部分を赤字で明記しておりますので、お読み取りください。</p>

	議長	ご質問がございましたらお受けします。(質問、意見等なし。)
		休憩 (14:29~14:40)
6. 報告 (1) 農地法 第18条第 6項の規 定による 通知につ いて	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について提案者より説明を求めます。』
	局長補佐	【『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』朗読(議案書27頁)】 1番と2番は、議案第2号の5条転用に係るものです。
	議長	ご質問はございませんか。(質問、意見等なし)
(2) 使用貸 借の合意 解約につ いて	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』説明をお願いします。
	潮課長補佐	【『(2) 使用貸借の合意解約について』朗読(28~29頁)】 それぞれ、議案第4号の農用地利用集積等促進計画の、番号1番は2番、番号2番は3番と4番、番号3番は1番に係るものです。
	庄倉委員	番号3番についてお聞きします。解約前は使用貸借であった契約が、議案第4号で機構に出されるときは賃貸借契約になっています。同じ契約者、同じ農地で使用貸借から賃貸借にされた理由を教えてください。
	前田主幹	さは、個人間では無償としておられました。中間管理機構を通して借りる場合は、基本、賃借料を 円にすると決めておられます。その為、賃料を払う契約になりました。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。(質問、意見等なし)
(3) 公共事 業の施行 に伴う附 帯施設設 置に係る 一時転用 につい	議長	『(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』説明をお願いします。
	潮課長補佐	【(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について朗読及び説明(議案書30頁)】
	議長	ご質問はございませんか。(質問、意見等なし。)
(4) 農地の 復元状況 の報告につ いて	議長	『(4) 農地の復元状況の報告について』一括上程します。提案者より説明をお願いします。
	潮課長補佐	【『(4) 農地の復元状況の報告について』朗読及び説明(議案書31頁)】 午前中の現地調査で復元していることを確認していただきました。
	議長	ご質問はございませんか。(質問、意見等なし。)
7. その他 (1) 令和4 年度能率 給の支払 いについ て、(2) 成果目標 の達成状 況及び自 己点検表 につい	議長	その他に入ります。『(1) 令和4年度能率給の支払いについて』及び『成果目標の達成状況及び自己点検表について』提案者より説明をお願いします。
	潮課長補佐	(省略)
	議長	お聞きになりたい事はございませんか。(質問、意見等なし。)
令和5年度第2回農業委員会総会の日程について	議長	令和5年度第2回南部町農業委員会総会は、令和5年5月10日(火)に開催します。
8. 閉会	議長	これにて令和5年度第1回南部町農業委員会総会を閉会致します。